

## 姫路市ホームページ管理運営要綱（抜粋）

（姫路市ホームページで発信できる情報等）

第3条 姫路市ホームページで発信できる情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 課等において既に公開されている情報又は公開を前提に作成した情報
- (2) 課等において作成した文書及び図画で、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを完了し、課等が管理している情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項に規定するホームページ運用責任者が必要と認めた情報

2 姫路市ホームページで発信できない情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する情報
- (3) 他人の財産、名誉、信用又はプライバシーを侵害する情報
- (4) 他人をひぼう中傷する情報
- (5) 事実に反する情報
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的とした情報
- (7) 特定の個人及び団体の宣伝又は便宜供与を行うこととなる情報
- (8) 法令等に違反する情報又は違反するおそれのある情報
- (9) 前各号に掲げるもののほか、インターネットの適正な運用を妨げる情報